
プロジェクト リース

項目 第 516 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

サブリース取引

（全体に対する意見）

2. 事務局提案に同意する。

（中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わないサブリース取引）

3. 本適用指針案第 88 項(1)から(3)の要件は、本公開草案の公表前の審議において議論を重ねた上で定めた要件であるため、当該要件を変更することで別の問題も生じ得ると考えられる。このため、要件を変更しない事務局提案に同意する。
4. 取引の経済実態を踏まえて貸借対照表へ計上することに疑念が生じる資産及び負債については、貸借対照表に計上しないことで良いと考える。
5. 本適用指針案第 88 項(1)から(3)の要件は、例外的な処理が適用される取引を限定することを意図して定めたものであるため、これを逸脱しない形で最終基準化する必要があると考える。
6. 本適用指針案第 88 項(1)から(3)の要件を厳格に適用する必要性について、財務諸表作成者に周知する必要があると考える。また、関係者の理解を深めるためにも結論の背景において丁寧な説明を行うべきと考える。
7. 本適用指針案第 88 項に関して、IFRS 第 16 号においてはサブリース取引に関する詳細な定めがないこと及び例外的な取扱いについての定めがない中で、どのような経緯で本適用指針の結論に至ったのかを結論の背景に追加して記載することが必要であると考え。
8. 本適用指針案第 88 項の要件に関して、公開草案前の審議の過程において議論された想定される取引や前提についても取捨選択しながら結論の背景に追加して記載することが必要であると考え。

9. 本適用指針案第88項(1)から(3)の要件を満たすサブリース取引はほとんどないと考えられるため、要件が厳しすぎる可能性があると考える。本適用指針案第88項(1)の要件のみを求めることでも足りると考えるが、本公開草案を変更しないのであれば、特に本適用指針案第88項(2)及び(3)の要件が必要であることについて結論の背景に説明を追加して記載することが必要であると考える。

コメント対応表（質問19）

（コメント19-7）

10. 事務局の分析では、本適用指針案第88項が適用される取引と転リース取引が重複するケースは想定されないとしているが、現行の企業会計基準第13号等において転リース取引として会計処理をしている取引の中で本適用指針案第88項の要件を満たす取引があるとのコメントを受けていることを踏まえて、本適用指針案第88項と転リース取引との関係性を明らかにする必要があると考える。

以 上